意見提出者

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

1. 項目

建設業許可における「経営業務の管理責任者」の対象者に関する要件緩和

ICT を利用した情報処理システムの受託開発、または情報処理機器や通信機器等の販売等において、電気工事や電気通信工事が必要となる場合がある。これらの工事を行うために各事業者は建設業許可を取得している。

建設業許可を取得・維持するための要件として、常勤役員に、経営業務の管理責任者としての経験を有する者を設置することが義務つけられている。なお、ここでいう「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」とされており、「執行役」には、委員会設置会社における執行役は含まれる。しかし、取締役会設置会社において執行役員制度を導入している企業における執行役員等は、上記の「執行役」には含まれないとされ、経営業務の管理責任者となることは認められていない。このため、取締役会設置会社では、取締役のうち1名に必ず経営業務の管理責任者を設置しなければならず、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。

3. I C T 利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 加

建設業法 第7条第1項

活用を阻害・規制の力に対しての提案

(提案内容)

株式会社の経営に関し、取締役会以外に任意機関として「執行機関」を置き、取締役会を監督機関とすることでコーポレートガバナンスの強化を図っている場合、「執行機関」の構成員(執行役員等)を「取締役等に準じるもの」として認めていただきたい。

(提案理由)

会社法施行以降コーポレートガバナンスの強化のため、取締役会設置会社においても「執行と監督の分離」のため、取締役会以外に執行機関を置いている会社が多い。このような場合には、「監督機関」である取締役会の構成員より、「執行機関」の構成員のほうが、実質的な「経営業務の管理」を行っているため、当該構成員の中に有資格者を置いたほうが法の目的に合致する。

(補足事項)

なお、執行役員の職務は、以下の二つをもって容易に証明が出来る。

「取締役会議事録」:選任ならびに権限委譲の確認。

「事業報告書」: 内部統制決議に基づく、各社の「執行機関」の位置づけの確認。また、各年度の執行の状況も同時に事業報告としての確認。適正性を担保するため、監査役会設置会社の事業報告で、かつ、監査役全員が相当であると認めているものに限定して使用を認めることができる。

%1:上記二つは法定作成書類であり、すべての株式会社で作成されるものである。

※2:監査役会設置会社については、監査役の過半数は社外監査役である

ため、事業報告書は第三者による内容の適正性についての担保が図られている。